

**弘前運動公園野球場改築事業 公募型プロポーザル
参加意思表明書に関する質問回答書**

番号	質問項目	質問内容	回答内容
1	参加資格要件等	雇用を確認できる書類としては、健康保険証の写しで宜しいでしょうか。	よろしいです。
2	様式4 参加登録票	参加登録票(様式4)に関し、グループ構成員複数社が同じ役割(例:建築一式工事)を担当する場合、全ての構成員が同じ役割を記載しなければならないのでしょうか。	記載することになります。
3	様式6 グループ構成員表	グループ構成員表(様式6)中、グループ構成員複数社が同じ役割を担当した場合(例:建築一式工事)、その内の1社のみが建築一式工事の担当企業として記載すればよろしいでしょうか。または、建築一式工事を担当する複数の企業を全て記載することが望ましいのでしょうか。ご指示お願いします。	全て記載するように欄を増やすなどして、対応をお願いします。
4	契約関係	実施要項19. 契約関係(1)(12頁)に「…設計業務の完了後、各々の工種ごとに工事請負契約を締結する。」とありますが、仮に建築一式工事として契約した工事内容に電気工事が含まれている場合、配置する監理技術者は「建築一式工事」及び「電気工事」それぞれ必要となるのでしょうか。	主たる工事の監理技術者のみの配置でよろしいです。 若しくは、双方の配置でも差支えありません。
5	様式2 参加意思表明書	構成員の欄ですが、今は1つしかないですが、構成員数必要な分、増やしてよろしいですか。	増やしてよろしいです。 または別紙(任意)による作成も可能としますが、不明な場合は事務局へ作成後確認ください。
6	工種	実施要項で、工種は、土木一式工事・建築一式工事・電気工事となっていますが、現段階では、土木と建築の工種を分けるというのは、難しいことだと思います。そこで、土木と建築を1つにして3社でJVを組みたいのですが、いかがなものでしょうか。	3社によるJVで問題ありません。
7	監理技術者	上記になるとしたら、建築工事・土木工事の監理技術者は、それぞれの工種の代表者の監理技術者1人でよろしいですか。	建築工事、土木工事それぞれの監理技術者の配置が必要となります。
8	様式6 グループ構成員表	担当企業の欄ですが、必要な分、増やしてよろしいですか。	質問3と同様となります。
9	参加資格要件等	(3)①に、「平成27年度弘前市競争入札参加資格者名簿に未登録の者は、書類を提出し、確認を受けた上で当該プロポーザルに参加することができる。」とあるが、書類の提出時期の指定はありますか。参加意思表明書の提出と同時では、よくないのでしょうか。	提出時期は指定しておりません。 参加意思表明書の提出と同時で問題ありません。

10	参加資格要件等	(3)①にア～カまでの書類がございますが、写しで良いのはウとエで、この2つ以外はすべて原本になりますでしょうか。	写しで問題ありません。ただしアは直近年度のものとなります。
11	参加意思表明書等の作成及び提出	(2)提出書類の⑧建築士事務所登録証明書、⑨建設業許可証明書は、写しで良いでしょうか。	写しで問題ありません。
12	様式2 参加意思表明書	構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載とその印が求められていますが、すべての構成員を記載するものと解しているが、それで宜しいでしょうか。また、1ページで対応ができない場合はページを増やしても良いでしょうか。	質問5と同様となります。
13	様式4 参加登録票	参加者グループの名称は代表企業名を用いることとあるが、代表企業名を表すことを基本としてある程度、省略した名称を使用しても宜しいでしょうか。例として挙がっている、代表企業「〇〇建設株式会社」の場合、「〇〇建設グループ」をさらに省略し、建設を省き、「〇〇グループ」として良いでしょうか。	省略した名称を使用してもよろしいです。
14	様式6 グループ構成員表	担当者の所属、役職、氏名、電話、FAX、メールアドレスの記載が要求されているが、ここで言う担当者は、参加意思表明書の提出における連絡担当者として解してよろしいでしょうか。	よろしいです。
15	様式7 設計・工事監理を担当する者の参加資格要件書類 (2/2)	主任技術者氏名の記載が要求されているが、総括技術者、監理技術者などの担当・立場、たとえば意匠担当、造園担当などの記載を添えたほうがよろしいでしょうか。 その場合、構造、設備等の技術者を協力事務所に依頼する場合の記載は、例として構造主任技術者の氏名：〇〇〇〇の後に(□□構造事務所株式会社 構造担当)のようにカッコ書きで協力事務所の所属と担当する業務を記載することで(構成員として扱わないということ)でよろしいでしょうか。 もしくは、(構造や設備などを協力事務所に依頼する場合は)構成員と解し、それぞれの記載を行い、協力事務所として記載を行わないということでもよろしいでしょうか。たとえば、構成員と扱う場合は、(様式2)「参加意思表明書」の構成員列挙、(様式4)「参加登録票」の構成員欄、(様式5)「委任状」の構成員欄、(様式6)「グループ構成員表」の記載、(様式9)「誓約書」の作成も個別に扱うと解してよろしいでしょうか。	担当・立場の記載の有無はお任せしますが、今後、契約時には主任技術者として登録して頂きます事を想定して検討ください。 また設計・工事監理は業務委託契約となりますが、本市では業務の全部を一括して、または主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならないと考えております。それ以外を請け負わせる場合は下請負業者として考えますので今回の構成員には含みません。前記の事を想定し構成員を登録して下さい。なお構成員へ入らない協力事務所は記載しなくてよろしいです。
16	様式9 誓約書	実施要項のP5、6、「参加資格要件等」の(3)⑦に関連して、誓約書が要求されているが、全構成員が提出するものと解していますが、宜しいでしょうか。	よろしいです。

17	様式10 会社概要書	構造、設備等の技術者について、協力事務所に依頼する場合、記載は、会社名の後に(構造、設備を、協力会社〇〇構造もしくは設備事務所株式会社)に依頼)と明記し、協力事務所の職員数などは、(〇〇名)のようにカッコ書きで記載することで宜しいでしょうか。	質問15番と同様となります。
18	各様式の添付資料 提出方法	各主任技術者の実績を証する契約書の写しや資格証の写し等の並べ方について、決まりはありますか。各様式の後ろに差し込む形でよろしいでしょうか。	各様式の後ろに差し込む形でよろしいです。その際はインデックス等で判るように整理して下さるようお願いいたします。
19	市内業者について	プロポーザル参加者の市内業者の割合が審査対象となっています。ここでいう、市内業者とは、市内に本店を有するものを指していますか。	市内業者とは、常時営業拠点として機能し、日常的に業務が行われている支社・支店・営業所・出張所等が弘前市内にあり、これら名義で見積書・入札書・請求書等の提出及び契約の締結が可能な業者をいいます。ただし、実施要項P13、20、その他留意事項(7)を確認してください。
20	施工担当チームの 技術士資格	施工担当チームにおいて、「技術士」資格保持が審査対象となっています。「技術士」とは、施工・建設等に関する技士等の資格ではなく「技術士法」に基づく国家試験に合格・登録した資格称号を示していますか。	そのとおりです。
21	様式4 参加登録票	(様式4)参加登録票の施工担当チーム役割は、現時点で、共同で、「土木一式工事」、「建築一式工事」を行っていかうと考えております。今後、役割の割合などが変動する可能性があります。現時点の方針を記載させていただいて宜しいでしょうか。	よろしいです。
22	様式4 参加登録票	(様式4)参加登録票の注4で、印鑑証明書の提出が求められています。すべての提出書類の押印は実印使用ということでしょうか。使用印(認印)は使用可能でしょうか。	実印とします。